

希望者に個人番号カード



交付開始



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

昨年、皆様に「通知カード」をお送りしてマイナンバーをお知らせしました。今月からは、希望する方への「個人番号カード」の交付を開始します。

希望者に「個人番号カード」を交付

昨年十一月から十二月にかけて、皆様にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が簡易書留で郵送されました。「通知カード」には、個人番号のほかに、氏名、生年月日、性別、住所が記載されており、マイナンバーを証明する書類として利用できます。「通知カード」のみでは本人確認のための身分証明書として利用することはできません。顔写真が表示され、マイナンバーの証明と本人確認を一枚でできる唯一のカードが「個人番号カード」です。

●申請方法

個人番号カードの交付を希望する方は、届いた通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の記載事項に変更がないか確認のうえ、電話番号、申請日を記入、署名、捺印し、顔写真を添付して、同封している返信用封筒で地方公共団体情報システム機構に郵送してください。スマートフォンなどを利用したWEB申請も可能です。

●受取方法

今月以降、個人番号カードを申請

金曜窓口延長

二月・三月の毎週金曜日は、次のとおり交付時間を延長します。

午後六時三十分まで

休日交付窓口開設

次の休日の午前中、交付窓口を開設します。

▼とき 二月十四日(日)、二月二十八日(日)、三月十三日(日)、三月二十七日(日) いずれも午前九時～正午

マイナンバーは大切に

マイナンバーを使う手続は、法令で定められています。行政機関や勤務先など定められた機関以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないこととされています。マイナンバーをみだりに他人に知らせないようにしてください。

「通知カード」が届かない場合

通知カードは平成27年10月5日現在、住民登録のある住所に送付しています。通知カードを受け取れなかった方は、住民登録のある市区町村にお問い合わせください。不在などの理由により受け取られなかった通知カードは、町に返戻され、3か月間保管します。町で保管している通知カードの受取りにお越しいただく際は、必ず上記の本人確認書類をご持参ください。

▼問合せ 住民課 住民・年金係 ☎28

・0966